

生徒心得

第1章 生徒心得

- 1 すべての行動に良識と責任を持ち、明るい人間関係を築き、誇りと品位のある自主的な行動をとる。
- 2 校内外を問わず、人間関係の基本である挨拶を励行し、節度ある言動をする。
- 3 文武両道を実現するため、自主的な学習態度を養い、積極的な部活動への参加をするとともに、各自の責任を自覚し、学級や学校農業クラブの運営にも協力する。
- 4 清潔・整頓を心がけ、校内の美化に努めること。

第2章 校内・校外生活

1. 校内生活

- (1) 常にしっかりとした挨拶ができるように心がける。
- (2) 学校の生活時間を守り、5分前行動を心がける。
- (3) ゆとりをもって登校する。欠席・遅刻する場合は、保護者から学校に連絡をする。
- (4) 遅刻した場合は、職員室の出席ホワイトボードに理由と時間を記入する。
- (5) 早退する場合は担任に申し出る。早退した場合は、帰宅後、速やかに到着の連絡を入れる。
- (6) 欠課する場合は、授業担当教諭、学級担任の許可を得る。
- (7) 保健室を利用する場合は、原則授業担当教諭に連絡する。
- (8) 下校時刻は、16時45分を原則とする。但し、部活動等を行う場合は、顧問教諭の指導監督の下で行う。
- (9) 建物、器具、樹木等の公共物を大切にし、破損した場合は、直ちに担任または生徒課に申し出る。
- (10) 建物、器具、その他の校有物を使用する場合は、管理責任教員の許可を受ける。
- (11) 拾得物や紛失物は、担任または生徒課へ速やかに届け出る。
- (12) 不必要物品（マンガ、ゲーム類、携帯音楽プレイヤー類、等）を学校へ持ってこない。
また、必要があり持ってきた場合は担任に預ける等、管理に充分注意する。
- (13) 校内での火気の使用は厳禁である。（部室等も含む。）
- (14) ロッカーは、1学期始業式の日から3学期終業式の日まで使用することができる。

2. 校外生活

- (1) 身分証明書は常に携帯する。
- (2) 飲酒、喫煙、薬物乱用、万引き等、法律に触れる行為をしてはならない。
- (3) パチンコ店、マージャン荘、ゲームセンター等の遊技場へは立ち入らない。
ただし、カラオケボックスは保護者同伴ならよい。
- (4) 夜間外出は原則として午後9時までとする。（祭典の場合は午後10時まで）
- (5) 生徒だけの外泊は原則として禁止する。
- (6) 校外活動（音楽・演劇・舞踊・祭典等）に参加する場合は、「校外活動等参加届」を担任に提出する。
- (7) 旅行関係
ア 学割証発行を希望する者は「旅行許可願」（学割発行申込書）を担任に提出する。
イ 海外旅行をする者は「旅行計画書」を提出する。
- (8) 選挙運動、政治活動等

- ア 選挙運動を行う場合は、18歳の誕生日の前日以降でなければならない。
- イ 学校の構内（敷地内）での選挙活動や政治的活動は禁止する。
- ウ 放課後や休日等に学校の構外（敷地外）で行われる選挙活動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒自ら判断して行う。
- なお、その活動が違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的なものになるおそれが高いものには参加しない。特に、公職選挙法違反には十分に注意する。
- エ 構外（敷地外）の選挙運動や政治的活動に参加する場合の学校への届けは不要とする。

第3章 服装・頭髪等について

1. 制服規定（次ページに写真記載）

<全般>（1）登下校の際は制服を着用すること。ただし、休日や長期休業中の部活動参加のための登下校の際には、部活動着で構わない。（詳細については顧問の指示を受けること）

<男子>（1）夏服規定：・所定のワイシャツとする。

（2）冬服規定：・所定の黒詰襟学生服上下とする。所定のボタンをつける。

・防寒用として制服の下にセーターの着用を認める。

ただし、上着からはみ出さない。

（3）合服規定：長袖ワイシャツを合服扱いとする。

（4）夏服、合服のワイシャツのインナーは、華美でないものとする。但し、式典等は、白（ワンポイント可）が望ましい。

（5）ベルトは、黒色または茶色の革ベルトとする。

（6）靴下は、華美でないものとする。

<女子>（1）夏服規定：・所定の半袖ブラウス・スカートまたはスラックスとする。

（2）冬服規定：・所定の上着・ベスト・スカートまたはスラックス・長袖ブラウスとする。

・防寒着のセーターはブレザーの下に着用し、学校所定以外のものでは、以下の条件のもののみ着用を認める。

・色は黒、紺 ・無地（ワンポイント可） ・丈はブレザーに隠れるもの

（3）合服規定：・所定のベスト・スカートまたはスラックス・長袖ブラウスとする。

（4）靴下は、スカート着用時は黒色のハイソックス（ワンポイント可）、スラックス着用時は華美でないものとする。

<着用期間>

（1）気候や体調等を生徒自身が自己判断し、冬服・合服・夏服を着用する。

＊防寒具(マフラー、手袋、タイツ(黒)等)については、生徒自身が判断して着用する。

＊式典、講演会等で統一した服装が必要な場合には、生徒課より事前に連絡する。

＊冬服着用時、気温が高く上着を脱ぐ場合等を考え、上着の中は合服の状態とする。

2. 頭髪規定

（1）頭髪は清潔に整え、奇抜な髪形や加工（染色、脱色、パーマ、ワックス類等）はしない。

3. その他

（1）登下校の際の靴は、革靴（黒）、スニーカーまたは運動靴とする。

（ただし、色や形は制服に合うものとし、体育の授業で使用するものとは分けること）

- (2) 登下校の際の鞆は、スポーツバッグ又はリュックサックとし、口の締まるものを使用する。
- (3) 化粧、マニキュア等はしない。ネックレス、ピアス、指輪等の装飾品を身に着けない。
- (4) 特別な理由により異装を必要とする場合は、担任、部活動顧問に必ず申し出ること。

制 服



夏 服



合 服



冬 服

第4章 通学及び交通安全

通学の際は、公衆道徳を守り、交通規則を遵守する。

1. 自転車通学者

- (1) 自転車通学を希望する者は「自転車通学許可願」を提出する。許可を受けた後、ステッカーを自転車の後部に付けること。
- (2) 整備された自転車を用いること。自転車の改造は禁止とする。
- (3) 傘さし運転、二人乗り、無灯火、信号無視、一時停止違反、右側走行、並進等、交通規則に反してはならない。右折・左折、道路横断時は、安全を確認する。
- (4) 自転車は必ず施錠し、駐輪場内に駐輪すること。駐輪場以外に留めてはならない。
- (5) 自転車保険は、加入義務である。必ず賠償責任保険か任意保険に加入すること。
- (6) 自転車乗車時のヘルメット着用は、努力義務である。登下校時の着用を推奨する。

2. 電車、バス通学者

- (1) 車内のルールとマナーを守ること。

3. 歩行者

- (1) 「信号を守る」「歩道からはみ出さない」「横断歩道を渡る」「歩道橋を渡る」等のルール、マナーを守ること。
- (2) 安全のため、小・中学生に車道側を歩かせないような配慮をすること。
- (3) 反射材の着用を推奨する。

4. その他

(1) 特別な理由で送迎する場合

けが等、自力で登下校できない場合は、校内の駐車場までの送迎を認める。

その場合は、担任に連絡をし、事前に許可を得る。

※下校時も上記の内容と同様とする。

第5章 スマートフォン（携帯電話）・1人1台端末

1. スマートフォン（携帯電話）の使用について

(1) LINE、ブログ、掲示板等は、誰でも見ることができるものであり、誹謗中傷等「いじめ」の場所になること、個人情報の流出につながることを考え、安易に手を出さない。

(2) フェイスブックやX（旧ツイッター）などのSNS関係については、学校名、個人名、クラス、部活動名、写真の掲載等により、個人情報が特定されないよう十分注意すること。

(3) 危険なサイトにアクセスしない。

(4) 午後10時以降の使用を自粛すること。（賀茂地区高等学校PTA連絡協議会の申し合わせ事項）

2. 校内持込について

(1) 学校の敷地内では、電源を切り、指定されたロッカーの中で管理すること。

また、ロッカーは必ず施錠すること。

(2) 学校生活（授業、休み時間も含む）では、使用は禁止する。（敷地内使用禁止）

※担当教諭の指示によって使用することもある。

(3) 緊急に使用しなければならない場合は、担任に申し出る。

(4) 指導において、保護者に来校してもらう場合もある。

3. 校外での使用について

(1) 歩行中の使用及び、自転車を運転しながらの使用はしない。

(2) 周囲の人に迷惑や不快感を与えるような使用はしない。

4. 1人1台端末について

(1) 学習教材としてのみ、利用を認める。（学校内での、端末の充電は、原則禁止）

(2) コンピュータウイルス等有害なプログラムに注意する。

※校外でフリーWi-Fiを利用することによる危険性が指摘されているので、十分注意する。

(3) 閲覧及びダウンロードした情報の著作権保護に注意する。

(4) データ送受信の際は、BYOD ネットワークに負担を与えないようデータ容量に注意する。

(5) 以下のような学校が禁止する行為、法令に違反する行為等を行ってはけません。

ア 学習教材ではない使用

（SNSやゲームの利用、動画視聴、ギャンブル、LINE・メッセージのやりとり等）。

イ 相手を傷つける、いやな思いをさせる投稿や書き込みをする。

ウ 無許可で撮影、録画、録音を行う。

エ 自分や他人の個人情報の投稿や書き込みをする。

※上記の行為以外でも、教員が不適切な利用だと判断した場合は、生徒指導の対象となります。

(6) 今後、使用状況を鑑み、利用規則は更新されていきます。

第6章 部活動

1. 部活動

- (1) 部活動は、その自主的活動を通じて個性を伸ばし、協調の精神を高めることを目的とする。
- (2) 原則として全生徒は、部活動に所属し、年度内の異動は、原則認めない。
- (3) 通常の活動時間帯は、午後7時30分完全下校とする。
- (4) 中間テスト、期末テスト、学年末テストの3日前及びテスト期間中は活動を原則休止する。

2. 活動における注意事項

(1) 登録

- ア 部活動の所属にあたっては、部活動登録日までに、所定の用紙に必要事項を記入し登録する。
(部活動登録日については、生徒課より日にちを設定し連絡する。)
- イ 部活動の変更は原則1年間できない。特別な理由により変更を希望する者は、「部活動変更届」に必要事項を記入し、旧顧問、学級担任、新顧問の了承を得て、生徒課に提出する。
- ウ 文化部
パソコン、ライフデザイン（食品製造コース、園芸コース、華道コース）
- エ 運動部
野球、卓球、柔道

(2) 部室管理

- ア 部室には、朝及び放課後以外は出入りしない。
- イ 当該部に属さない生徒の出入りを原則禁止とする。3年生についても引退後は出入りを原則禁止とする。卒業生の部室の出入りは顧問の許可が必要である。
- ウ 部室内外の整理、清掃に心がけ、週に1回、定期的に清掃日を設ける。
- エ 部室の施錠を確実にし、盗難の防止に努める。
- オ 電灯は必要の場合のみ使用し、常に節電に心がけ、帰りには消灯する。また、電気設備に関しては電灯を増やす等一切手を加えない。
- カ 火気使用及び電気器具（扇風機・冷蔵庫・ドライヤー等）の使用は厳禁とする。
- キ 使用状況が悪かったり、使用規定に反したりした場合には、部室使用を禁止する。
- ク 部室の鍵は、担当顧問が管理する。

第7章 アルバイト

学期中は原則禁止とする。

1. 長期休業中

(1) 条件及び諸注意

- ア 保護者の責任のもと、目的が明確であること。
- イ 学業成績及び出席状況に問題がないこと。
- ウ 就労時間は午前8時から午後6時までを原則とし、1日8時間以内であること。
また、労働基準法で定められている、週40時間以内であること。
- エ 高校生としてふさわしくない職種（危険な仕事、酒類を主として扱う事業所等）は禁止とする。
- オ 講習・補習のある日や登校日などには就労しない。
- カ 住み込みの就労は原則として認めない。

キ 日数

a : 夏季休業中 15 日以内 b : 冬季休業中 10 日以内（郵便局も同様） c : 春季休業中 10 日以内

(2) 手続き

- ア 生徒は担任に申し出、担任の了承を得た後、「アルバイト許可願」を事業所に提出する。
- イ 事業所責任者に必要事項を記入してもらい、「アルバイト許可願」を担任に提出する。
- ウ 「アルバイト許可証」の発行をもって許可が成立する。
- エ アルバイト中は必ず「アルバイト許可証」を携帯する。
- オ 期限中のアルバイトが終わり次第、生徒課に「アルバイト許可証」を返却する。

2. 特別アルバイト

(1) 条件及び諸注意

- ア 保護者の責任のもと、目的が明確であること。（経済的・家庭的な理由であること。）
- イ 学業成績及び出席状況、学校生活（頭髪、服装等）に問題がないこと。
- ウ 就労時間は午前 8 時から午後 6 時を原則とし、1 日 8 時間以内であること。
また、労働基準法で定められている、週 40 時間以内であること。
- エ 高校生としてふさわしくない職種（危険な仕事、酒類を主として扱う事業所等）は禁止とする。
- オ 試験期間中及び定期試験前 1 週間の就労は認めない。
- カ 住み込みの就労は原則として認めない。
- キ 就労は原則として土・日及び祝祭日とすること。

(2) 手続き

- ア 担任が生徒より申し出を受け、担任と学年主任は保護者と面談を行う。
- イ 「特別アルバイト許可願」と「特別アルバイト理由書」を記入し、担任に提出する。
- ウ 生徒課で可否を決定する。
- エ 許可後、「特別アルバイト許可願」を事業所に提出する。
- オ 事業所責任者に必要事項を記入してもらい、「特別アルバイト許可願」を担任に提出する。
- カ 事前に必ず部活動顧問の了承を得る。
- キ 「アルバイト許可証」の発行を持って許可が成立する。
- ク アルバイト中は必ず「アルバイト許可証」を携帯し、新年度には、手続きを再度行う。

3. 3 年生の家庭学習期間中

(1) 条件及び諸注意

- ア 保護者の責任のもと、目的が明確であること。
（経済的、家庭的、進学等の生活費補填等の理由である。）
- イ 学業成績及び出席状況に問題がないこと。
- ウ 就労時間は午前 8 時から午後 6 時を原則とし、1 日 8 時間以内であること。
また、労働基準法で定められている、週 40 時間以内であること。
- エ 高校生としてふさわしくない職種（危険な仕事、酒類を主として扱う事業所等）は禁止とする。
- オ 登校日の就労はしない。
- カ 住み込みの就労は原則として認めない。
- キ 進路先が決定した生徒は、原則認める。ただし、進学希望者は学業優先とする。

(2) 手続き

- ア 生徒は担任に申し出、担任の了承を得た後、「アルバイト許可願（家庭学習期間用）」を事業所に提出する。
- イ 事業所責任者に必要事項を記入してもらい、「アルバイト許可願（家庭学習期間用）」を担任に提出する。
- ウ 「アルバイト許可証」の発行をもって許可が成立する。
- エ アルバイト中は必ず「アルバイト許可証」を携帯する。
- オ 期限中のアルバイトが終わり次第、生徒課に「アルバイト許可証」を返却する。

第8章 自動車免許取得

自動車学校入校（自動車免許取得）は、3年生家庭学習日以降とする。ただし、就職決定者及び自動車関係専門学校進学決定者は、3年生2学期期末テスト終了後とする。

1. 条件

- (1) 学習成績及び出席状況に問題がなく、進路先が決定していること。
- (2) 校納金等を滞納していないこと。

2. 諸注意

- (1) 「自動車学校通学願」を学校に提出する。
- (2) 教習を理由に欠席・遅刻・早退をしない。
- (3) 生徒指導上の問題行動を起こした場合は教習を停止する。
- (4) 卒業式までは制服で通学する。(土日・祝祭日も同様)
- (5) 卒業式以前に免許を取得した場合は、免許証を保護者が保管する。
- (6) 定期試験1週間前から終了まで教習を停止する。
- (7) 卒業式前に運転しない。
- (8) 二輪車の免許取得は、原則禁止する。

第9章 願・届

願・届は所定の用紙を使用し、担任に提出する。

1. 生徒課で扱っている「願・届」

- (1) 自転車通学願 (2) アルバイト許可願 (3) 校外活動等参加届 (4) 紛失物届
- (5) 施設・設備破損届 (6) 交通事故発生届
- (7) 旅行許可願（学割証発行申請書）：旅行の許可、学割証の発行
- (8) 旅行計画書（海外旅行をする場合） (9) 自動車学校通学願 (10) 部活動変更願

2. 事務室で扱っている「願・届」

- (1) 証明書交付願：在学証明書、成績証明書、卒業見込証明書の交付

3. 学年部で扱っている「願・届」

- (1) 身分証明書再交付願 (2) 身上変更届：住所、姓名、保護者、その他届出事項の変更
- (3) 通学証明書：通学定期券の購入 (4) 退学届、転学願、転籍願
- (5) 留学願 (6) 休学願、復学願